

明　　シ　　第　　4　　号

2025 年（令和 7 年）4 月 24 日

明石市監査委員　菜　虫　忠　司　様

同　　　　　藤　田　隆　大　様

同　　　　　石　井　宏　法　様

同　　　　　正　木　克　幸　様

明　石　市　長　丸　谷　聡　子

政策局（市長室、広報プロモーション室、プロジェクト推進室）

定期監査の結果に対する措置について（通知）

令和 7 年 3 月 2 5 日付け明監第 1 0 6 号で提出のあった政策局（市長室、広報プロモーション室、プロジェクト推進室）定期監査の結果について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により通知いたします。

1 監査結果の受理日 令和7年3月25日

2 措置の内容

(監査の結果)

天文科学館における販売物品の在庫管理について

天文科学館では、100種類以上の多数のオリジナルグッズを販売していることから、今回の定期監査では在庫管理等の取扱いが適切に行われているかを重点的に監査した。

在庫管理表を確認したところ、受払数が月単位で記録されていることから日ごとの在庫数が不明であることに加え、納品数や在庫数がマイナスのものが複数見受けられた。このほか、オリジナルグッズをイベントの景品として進呈した場合や廃棄した場合などの在庫管理表への記録漏れが日常的に起こっていることが判明した。

その結果、年に1度の棚卸の際には在庫管理表の在庫数と実在庫数が原因不明に乖離することとなり、さらに棚卸の記録が残されていないことも判明した。

このような煩雑な管理は、恣意的な取扱いに対する疑念が生じるなど不信感を抱かざるを得ないものである。今後は、在庫が増減する行為である製作、仕入れ、販売、進呈、廃棄に係る手順書や取扱基準を設けるとともに、複数の目でチェックするなど組織として適切な在庫管理の仕組みを構築され

たい。

また、在庫状況等を見るに、オリジナルグッズを販売する目的が十分に認識されていないようにも思える。原点に立ち戻り、物品販売のあるべき姿を改めて考えていただきたい。

（講じた措置）

オリジナルグッズの販売については、議会などからも内容の充実を求めるなど、様々なご意見をいただいているところです。登録博物館への移行を目指す中、ミュージアムショップは博物館の事業において重要な位置づけの一つであるため、取扱商品を目的別に整理することをはじめ、効果的な物品販売について検討してまいります。

なお在庫管理については年度末の棚卸を実施し、グッズ保管庫の整理・整頓を行うとともに、4月1日時点の在庫数について決裁手続きにより記録を残しました。

今後は、製作、仕入れ、販売、進呈、廃棄など在庫が増減する全ての行為について管理表に適正に反映させる手順を構築し、漏れなく決裁を行うとともに日次の在庫管理を徹底します。

また棚卸は、半年に1度行うこととします。

（監査の結果）

適正な委託事務の執行について

令和6年1月、プロジェクト推進室本のまち担当では、（仮称）二見図書館整備に係る内装設計業務委託として、イトーヨーカドー明石店内に整備する予定の（仮称）二見図書館の

内装設計に向けて必要な資料の収集及びイメージパースの作成等に関する業務を委託した。

令和 6 年 3 月、提示された成果物が利用者目線ではないなど市の意図に沿うものでなかったとして、市はこれ以上当該受託者で別案を作成するのは難しく、違う視点での作成が必要と判断し、当該成果物を目的通りに活用するのではなく、次年度からの当該業務の参考として活用した。

一般的に、デザイン設計のような契約当事者間でイメージの齟齬が生じやすい業務を委託する場合においては、委託内容を明確にした上で段階的に協議を行うなど市の要求する成果と合致させる方法を検討する必要がある。

しかしながら、本件においては、発注に際して委託内容が漠然としているほか、イメージの擦り合わせが契約相手方と十分に行われたとは言い難いものであった。委託の仕方によっては、市の意図に沿った成果物が提出された可能性がある。

また、本件は履行期間中に契約を変更しているが、変更理由が不明確であり、変更金額の根拠が不十分であるなど不透明な手続きも見受けられた。

これらを踏まえると、本件における契約手続きやその後の進め方が十分ではなく、地方自治法第 2 条第 14 項に定める「最少の経費で最大の効果を挙げる」という観点において問題があったといわざるを得ない。

今後、同様の事案が再び発生しないよう、本件を十分に検

証し、財務事務の適正な執行に努められたい。

（講じた措置）

委託業務内容を明確にするため、仕様書の業務内容等を可能な限り詳細に記載し、参考資料を提示するなど努めます。さらに、委託内容によっては、必要に応じて段階的に委託先に報告を求め、協議を行うことで市のイメージに近づけるよう努めます。

仕様書記載内容について、複数職員での内容確認や管理職による確認を徹底するなどチェック体制の強化を図ります。

また、各職員が契約事務の手引き等で、契約手続きや変更契約等について学習する機会を作り、組織として契約事務に関する知識の向上に努め、契約事務を適正に行ってまいります。